資料４

第２章　サービス見込量および確保の方策
（ 案 ）

■サービス見込量の設定について

各種手帳所持者数、サービス利用実績等の基礎データに基づき、幾何平均を用いて算出した自然体推計をもとに、アンケート調査における利用者ニーズ等を踏まえ修正を加えて、サービス見込量を設定しました。

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付対象のサービスです。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害者のニーズ等に基づき、令和６(2023)年度から令和８(2026)年度までの各年度の障害福祉サービスの見込量を設定し、サービス量の確保に努めます。

（１）訪問系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、その他の障害者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助ならびに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他必要な援助を行います。
行動援護	障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度障害者に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	月間利用者数	168	180	196	204	216	228
	月間利用時間数	3,105	3,343	3,440	3,672	3,888	4,104
重度訪問介護	月間利用者数	31	31	34	35	36	37
	月間利用時間数	4,393	4,475	6,282	5,355	5,508	5,661
同行援護	月間利用者数	79	82	87	90	94	98
	月間利用時間数	1,742	1,915	2,077	2,070	2,162	2,254
行動援護	月間利用者数	0	0	0	1	1	1
	月間利用時間数	0	0	0	86	86	86
重度障害者等包括支援	月間利用者数	0	0	0	1	1	1
	月間利用時間数	0	0	0	730	730	730
計	月間利用者数	278	293	317	331	348	365
	月間利用時間数	9,240	9,733	11,799	11,913	12,374	12,835

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和５年度は４月～８月の平均値

■見込量確保のための方策

○ヘルパー不足は全国的な課題となっています。区ではサービス量の確保のため、介護職員初任者研修の事業者との協働開催や介護職員初任者研修受講費の一部を助成し、ヘルパーの育成に取り組みます。

○区では、同行援護従業者（ガイドヘルパー）養成研修、知的障害者（児）移動支援従事者養成研修等を開催し、ヘルパー育成に取り組んでいきます。

（２）日中活動系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動または生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。
自立訓練 （機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行やコミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。

サービス種別	サービス内容
自立訓練 （生活訓練）	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するため、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者に、定められた期間、生産活動その他活動の機会を通して、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	就労継続支援Ａ型（雇用型）は、一般就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識および能力の向上を図る支援を行います。 就労継続支援Ｂ型(非雇用型)は、一般就労が困難な人や一定年齢に達している人に対して、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象として、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
就労選択支援	就労を希望する障害者に対して、就労・障害福祉サービスを利用する前にアセスメント等を実施し、適切な就労・障害福祉サービスを利用できるようにサービス等の選択に係る支援を行います。
療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアを要する障害児者で、常時介護を要する人に対し、主に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所 （福祉型・医療型）	介護を行う人の疾病、事故、出産等の理由により、障害児者を一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設等への短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	月間利用者数	490	502	494	522	532	542
	月間利用日数	10,023	10,011	9,888	9,918	10,108	10,298
自立訓練(機能訓練)	月間利用者数	6	12	16	18	20	22
	月間利用日数	62	126	175	198	220	242
自立訓練(生活訓練)	月間利用者数	28	35	38	45	50	55
	月間利用日数	392	500	789	765	850	935
就労移行支援	月間利用者数	122	128	129	136	140	144
	月間利用日数	2,038	2,287	2,426	2,448	2,520	2,592
就労継続支援(A型)	月間利用者数	67	65	65	66	67	68
	月間利用日数	1,255	1,206	1,315	1,254	1,273	1,292
就労継続支援(B型)	月間利用者数	374	378	388	393	398	403
	月間利用日数	5,919	6,124	6,378	6,288	6,368	6,448
就労選択支援	月間利用者数	—	—	—	—	—	—
就労定着支援	月間利用者数	55	59	57	71	77	83
療養介護	月間利用者数	30	32	32	34	35	36
短期入所(福祉型)	月間利用者数	87	97	105	105	106	107
	月間利用日数	841	610	866	840	848	856
短期入所(医療型)	月間利用者数	8	4	4	5	6	7
	月間利用日数	52	21	25	30	36	42

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和５年度は４月～８月の平均値

■見込量確保のための方策

○障害者の高齢化・重度化への対応、特別支援学校等卒業生の通所先確保のため、小山台二丁目の財務省小山台住宅等跡地、八潮五丁目の重症心身障害者通所事業所（ピッコロ）の移転拡張の整備により、生活介護の定員を拡大します。

○就労継続支援Ｂ型は定員割れの事業所もあり、現時点でのサービス確保はできています。今後、障害者の高齢化・重度化にともない送迎を必要とする利用者が増えていく可能性があり、利用者ニーズ等を注視していきます。

○「品川区立出石つばさの家（令和 6(2024)年度開設予定)」に短期入所を設置し、緊急時の預かりやレスパイト支援の充実を図ります。

○サービスの質の向上を図るとともに、サービスを安定的に提供できるように、事業所に対して人材育成・定着に向けた支援や福祉サービス第三者評価受審の促進に取り組みます。

（３）居住系サービス

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等を対象として、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 （障害者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	障害者に対して、主に共同生活を営む住居において、世話人等が日常生活上の援助や相談・助言を行います。
施設入所支援	障害者支援施設において、生活介護または自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の対象者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	月間利用者数 (内)精神障害者	0 (0)	0 (0)	1 (1)	6 (4)	9 (6)	12 (8)
共同生活援助	月間利用者数 (内)精神障害者	246 (94)	258 (108)	270 (99)	317 (123)	340 (132)	371 (144)
施設入所支援	月間利用者数	269	275	272	271	271	271

※実績・見込量は３月末の数値。ただし、令和５年度は４月～8 月の平均値。

■見込量確保のための方策

○自立生活援助は令和５(2023)年４月に区内事業所が開設されました。地域移行の要となるサービスであるため、利用者および相談支援事業所等にサービスの周知を図り、利用を促進します。

○障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、整備費や運営費の一部を補助し、民間事業者による障害者グループホームの開設を促進します。

○「品川区立出石つばさの家（令和 6(2024)年度開設予定)」、「(仮称)小山７丁目障害者グループホーム（令和７(2025)年度開設予定)」などの障害者グループホームを整備して、障害のある人の地域での生活拠点を確保します。

○施設入所支援は、個々の利用者ニーズを考慮しつつ、前期計画で成果目標に設定した令和５(2023)年度末の施設入所者数 271 人を超えないことを目標とします。

（４）相談支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
計画相談支援	障害者が障害福祉サービスや地域相談支援を利用するために、サービス等利用計画を作成します。この計画案を勘案して支給決定を受けることができます。　**※図表 5** その後、一定期間ごとに支給決定されたサービスの利用状況を検証し（モニタリング）、サービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人、または精神科病院に入院している精神障害者が、地域での生活に移行するため、居住の場の確保等の支援を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などが安定した地域生活を送るため、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態において相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

※ 図表 5　障害福祉サービス等の支給決定プロセス

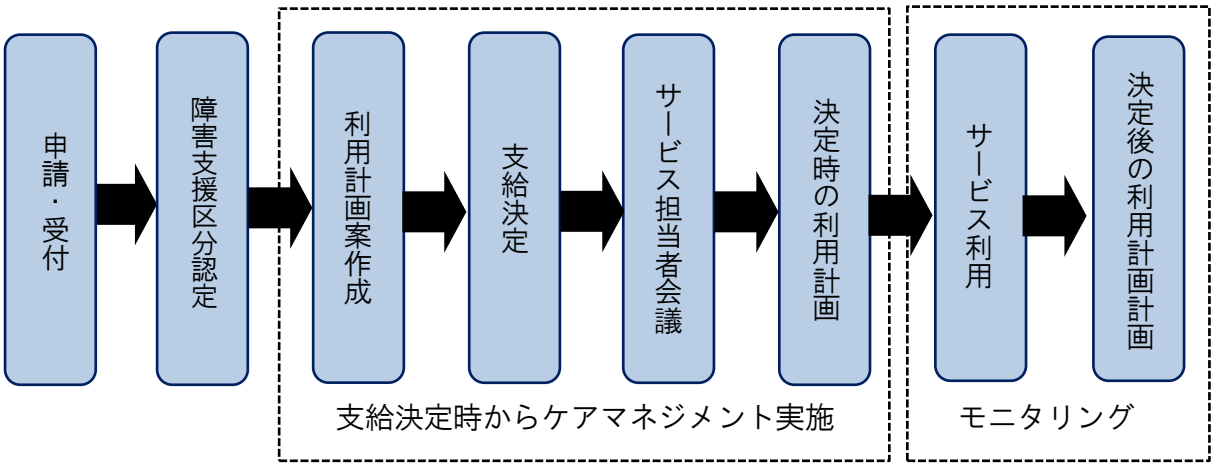

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	年間利用者数	4,187	4,748	2,143	5,650	6,101	6,552
地域移行支援	月間利用者数	4	1	1	6	9	12
	(内)精神障害	(4)	(1)	(1)	(4)	(6)	(8)
地域定着支援	月間利用者数	0	1	0	4	6	8
	(内)精神障害	(0)	(1)	(0)	(3)	(4)	(5)

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和５年度は４月～８月の平均値
※「計画相談支援」の実績・見込量は年間の累計値

■見込量確保のための方策

○区は、相談支援事業所に対する運営費助成を実施し、事業所数の増加に務めた結果、相談支援件数は大幅に増加しました。
今後は、モニタリング等の充実を図るため、相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員を働きかけていきます。
○「福祉カレッジ（品川介護福祉専門学校）」で障害者ケアマネジメント講座等を開催し、相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上を図ります。
○地域移行支援、地域定着支援は施設入所者等の地域移行の要となるサービスであるため、事業所誘致に取り組みます。

2 児童福祉法に基づく障害児支援

障害児通所支援、障害児相談支援および障害児入所支援は、児童福祉法に基づく障害児通所給付等の対象となるサービスです。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害児のニーズ等に基づき、令和６(2024)年度から令和８(2026)年度までの各年度の障害児通所支援、障害児相談支援および障害児入所支援の見込量を設定し、サービス量の確保に努めます。

（１）障害児通所支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児等重度で理学療法等の機能訓練が必要、または医療管理下での支援が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児を対象として、授業の終了後、または休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	専門スタッフが保育園、幼稚園、小学校等を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、障害児本人および訪問先のスタッフに適切かつ効果的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	月間利用者数	594	691	698	762	826	890
	月間利用日数	3,422	4,067	4,205	4,572	4,956	5,340
医療型児童発達支援	月間利用者数	9	8	7	10	11	12
	月間利用日数	60	52	47	60	66	72
放課後等デイサービス	月間利用者数	605	777	881	1,011	1,128	1,245
	月間利用日数	3,657	4,369	5,063	6,066	6,768	7,470
保育所等訪問支援	月間利用者数	29	43	51	67	79	91
	月間利用日数	50	76	92	134	158	182
居宅訪問型児童発達支援	月間利用者数	2	1	2	2	3	4
	月間利用日数	11	11	11	18	27	36

※実績・見込量は３月末までの月平均値、ただし令和５年度は４月～８月の平均値

■見込量確保のための方策

○放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の整備は徐々に進んできましたが、利用者ニーズには十分に応えられていません。十分なサービス提供体制を確保するため、引き続き、事業所誘致に取り組みます。

○重症心身障害児向けの児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、運営費を助成し事業所誘致を図ります。

○障害児通所支援事業所に第三者評価受審の必要経費を助成することで受審を促して、サービスの質の向上を図ります。

（２）障害児入所支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
障害児入所支援 （医療型・福祉型）	障害児入所施設において、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、日常生活を送るうえで必要な技能訓練、知識の習得などの支援を行います。医療型は、上記に加え、医学的な治療や看護を行います。

■サービスの実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設	月間利用者数	―	―	―	10	10	10
医療型障害児入所施設	月間利用者数	―	―	―	3	3	3

※見込量は３月末までの月平均値
※児童相談所設置市移行に伴い、令和６年10月から東京都より事務移管
※令和５年度までの区の実績なし

■見込量確保のための方策

○関連機関と連携し、サービス利用が必要な児童を把握し、適切な支援の確保を図ります。

（３）相談支援

■サービス種別・内容

サービス種別	サービス内容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用するために、障害児支援利用計画を作成します。その後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

■サービス実績および見込量

サービス名	単位	実績			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	年間利用者数	2,439	3,001	1,468	4,027	4,540	5,053

※実績・見込量は年間の累計値、令和５年度は４月～８月の累計値

■見込量確保のための方策

○区は、相談支援事業所に対する運営費助成を実施し、事業所数の増加に務めた結果、相談支援件数は大幅に増加してきました。
今後は、さらにモニタリング等の充実を図るため、相談支援事業所に対して、相談支援専門員の増員を働きかけていきます。
○新たに整備する「戸越地区児童発達支援センター（令和 7(2025)年度開設予定）」に障害児相談支援事業所を開設し、障害児計画相談の充実を図ります。

3　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、市区町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障害者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施する事業です。

地域生活支援事業には、法定必須事業と、任意事業である東京都の基準において実施する福祉サービスおよび区が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。

区は、過去のサービス利用実績および今後の障害児者のニーズ等に基づき、令和６(2024)年度から令和８(2026)年度までの各年度の地域生活支援事業の見込量を設定し、その確保に努めます。

（１）必須事業

■事業名・内容

事業名		事業内容
理解促進研修啓発事業		障害者が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすために、障害者への理解を深めるための啓発事業等を通じて、地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を目指します。
イベント名		イベント内容
	障害者週間 記念のつどい	区民が障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年、障害者週間中（12/3～9）に開催しています。
	ふくしまつり	障害児者とその家族が区内の施設、ボランティア団体と共に区民との交流、親睦を図ることおよび、区民の障害者への理解を深めることを目的とし、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を基本としたまちづくりに向けて毎年実施しています。
障害者相談支援事業		障害者の自立した日常生活および社会生活を支えるため、障害のある人自身、その家族その他障害者の介護を行う人からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用についての相談や必要な情報の提供等を行います。

事業名	事業内容
成年後見制度 利用支援事業	障害者の権利擁護の視点から、成年後見等開始審判を受けた障害者で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な人に当該費用の一部または全部を助成します。
成年後見制度 法人後見支援事業	障害者の権利擁護の視点から、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業 ・手話通訳派遣事業 ・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳者設置事業	聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳、要約筆記の方法により、意思疎通の円滑化を図ります。 区に手話通訳者を設置することで、来庁者との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います
手話奉仕員養成 研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、区の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外活動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことで地域における自立生活および社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を行います。区内には現在 3 カ所の地域活動支援センターがあります。

■サービス実績および見込量

事業名		単位	実績			見込量		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業								
	地域拠点相談支援センター	設置数	5	5	5	5	5	5
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		年間利用者数	3	9	4	5	6	7
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業								
内訳	手話通訳者派遣事業	年間派遣件数	1,071	1,103	444	1,135	1,167	1,199
内訳	要約筆記者派遣事業	年間派遣件数	25	29	20	31	32	33
内訳	手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業		年間利用件数	5,768	5,779	604	5,965	6,136	6,307
内訳	介護・訓練支援用具	年間利用件数	13	20	3	24	26	28
内訳	自立生活支援用具	年間利用件数	48	53	15	59	62	65
内訳	在宅療養等支援用具	年間利用件数	44	54	15	62	66	70
内訳	情報・意思疎通支援用具	年間利用件数	69	73	19	83	88	93
内訳	排泄管理支援用具	年間利用件数	5,592	5,575	550	5,732	5,889	6,046
内訳	居宅生活動作補助用具（住宅改善費）	年間利用件数	2	4	2	5	5	5
手話奉仕員養成研修事業		年間修了者数	7	8	5	9	10	11
移動支援事業		年間利用者数	750	1,383	630	1,417	1,434	1,451
		年間利用時間	13,090	15,187	6,669	17,004	17,208	17,412
地域活動支援センター		設置数	3	3	3	3	3	3
		年間利用者数	6,310	5,957	2,972	5,734	5,734	5,734

※実績・見込量は年間累計値。ただし、令和５年度は４月～8 月の累計値。

■見込量確保のための方策

〇各種イベントの開催を通じて、障害への理解や地域交流を促進し、地域におけるインクルージョンを推進します。
〇日常生活用具給付等事業については、技術進歩による機能向上や利用者ニーズを踏まえて、用具の品目、対象者などの見直しを適切に行っていきます。
〇手話通訳者や意思疎通が困難な人を支援するため、手話通訳等の養成研修を開催し、人材育成に努め、障害がある人のコミュニケーション確保と社会参加を進めます。
〇地域活動支援センターについては、区立障害児者総合支援施設「ぐるっぽ」等での創作活動及び地域交流を充実して、利用促進を図ります。

（２）任意事業

■事業名・内容

事業名	事業内容
巡回入浴サービス事業	障害者の健康保持と家庭の負担軽減を図るため、入浴が困難な在宅の重度心身障害児者に巡回入浴車を派遣しています。
日中一時支援事業	特別支援学校等に通学する障害児を介護している家族の就労を支える預かりや一時的休息のため、放課後や夏休みなど長期休暇中の活動の場を提供します。
障害者世帯 ハウスクリーニング事業	障害者の世帯の衛生と健康保持を図るため、本人または家族によるハウスクリーニング（大掃除）が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施しています。
住宅設備改善費給付事業	身体障害者の住宅を改造することにより、本人や介護者の負担の軽減を図ります。
障害者救急代理 通報システム	障害者の世帯に、救急代理通報システムを設置し、急病等の事態における安全確保を図ります。
自動車運転免許取得助成	障害者が自動車運転免許を取得する際、運転教習料の一部を補助することで、障害者の生活の利便および生活圏の拡大を図ります。
自動車改造経費助成	上肢、下肢または体幹機能障害のある身体障害者手帳 1・2級の人が、就労等に伴い自動車を取得し、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部を助成します。

■サービス実績および見込量

事業名	単位	実績			見込量		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
巡回入浴サービス事業	年間利用件数	1,439	1,491	651	1,567	1,605	1,643
日中一時支援事業	年間利用者数	6,110	6,634	2,874	7,356	7,717	8,078
障害者世帯ハウスクリーニング事業	年間利用件数	52	46	19	46	46	46
住宅設備改善費給付事業	年間利用戸数	2	4	0	5	6	7
障害者救急代理通報システム	年間利用戸数	62	61	68	71	74	77
自動車運転免許取得助成	年間利用者数	6	3	2	6	6	6
自動車改造経費助成	年間利用者数	4	1	0	4	4	4

※実績・見込量は年間累計値、ただし令和５年度は４月～8 月の累計値。

■見込量確保のための方策

〇障害のある人の日常生活や社会生活の支えるため、各種サービスの提供を継続していきます。